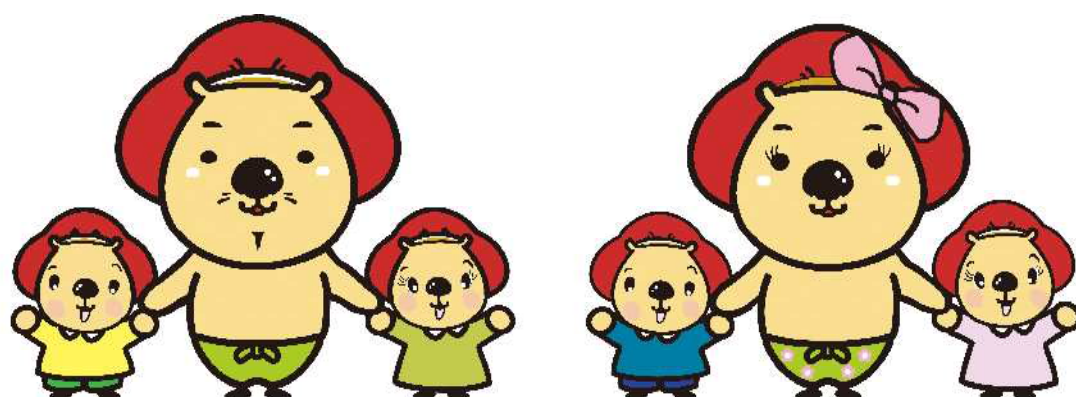


～ 療育をお考えの皆さまへ ～

通所支援のしおり



 池田市

子ども・健康部 発達支援課

もくじ

1. 「障がい児通所支援」って？・・・・・・・・・・・・ 4
2. サービス利用にかかる費用について・・・・・・・・ 5
3. 新規申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 更新手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 支給量変更の手続きについて・・・・・・・・・・・・ 8
6. 利用者負担上限額管理について・・・・・・・・・・・・ 9
7. サービス等利用計画について・・・・・・・・・・・・ 10
8. よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1. 「障がい児通所支援」って？



障がいのある子どもや、発達に支援を必要とする子どものためのサービスで、次の種類があります。

種類・名称	対象者	内容
児童発達支援	主に未就学児	施設において、日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいがある 子ども	重度の障がいがあり、外出が困難な子どもの家庭において、日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	小学 1 年～高校 3 年※1 の子ども	放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校など※2 に通う子ども	発達支援を行う施設の職員が保育所、学校などに訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

※1 学校教育法第 1 条に規定している学校(幼稚園および大学を除く)に就学している子ども。

※2 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など、児童が集団生活を営む施設として池田市が認めた施設。

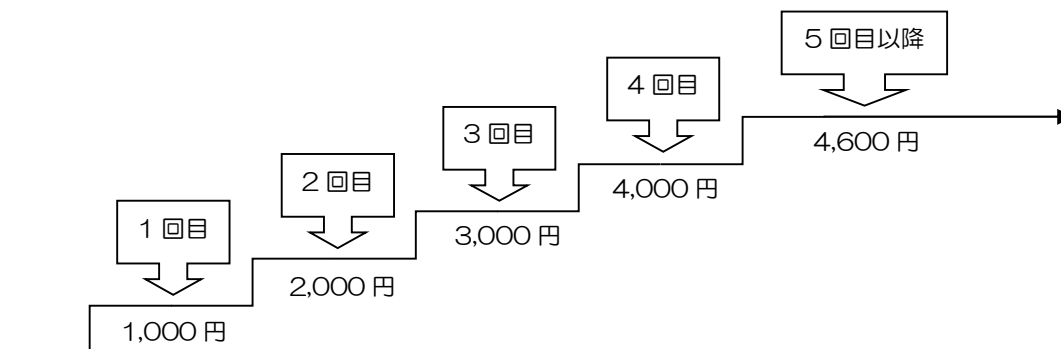
2. サービス利用にかかる費用について

保護者の方にかかる負担額は**総費用の1割(10%)**です。(1回あたりの費用の目安は700円～1,500円程度で、使うサービスや事業所ごとに異なります。)

また利用者負担額には**月額上限があり**、その世帯の所得に応じて3段階に分かれています。

区 分	月額上限額
生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯	0 円
市民税所得割が 28 万円未満の世帯	4,600 円
市民税所得割が 28 万円以上の世帯	37,200 円

[例] 上限額 4,600 円世帯の方が、1 回あたり 1,000 円の事業所を使った場合



5 回目以降は上限額に達しているため、負担額は変わりません。

● 幼児教育無償化について

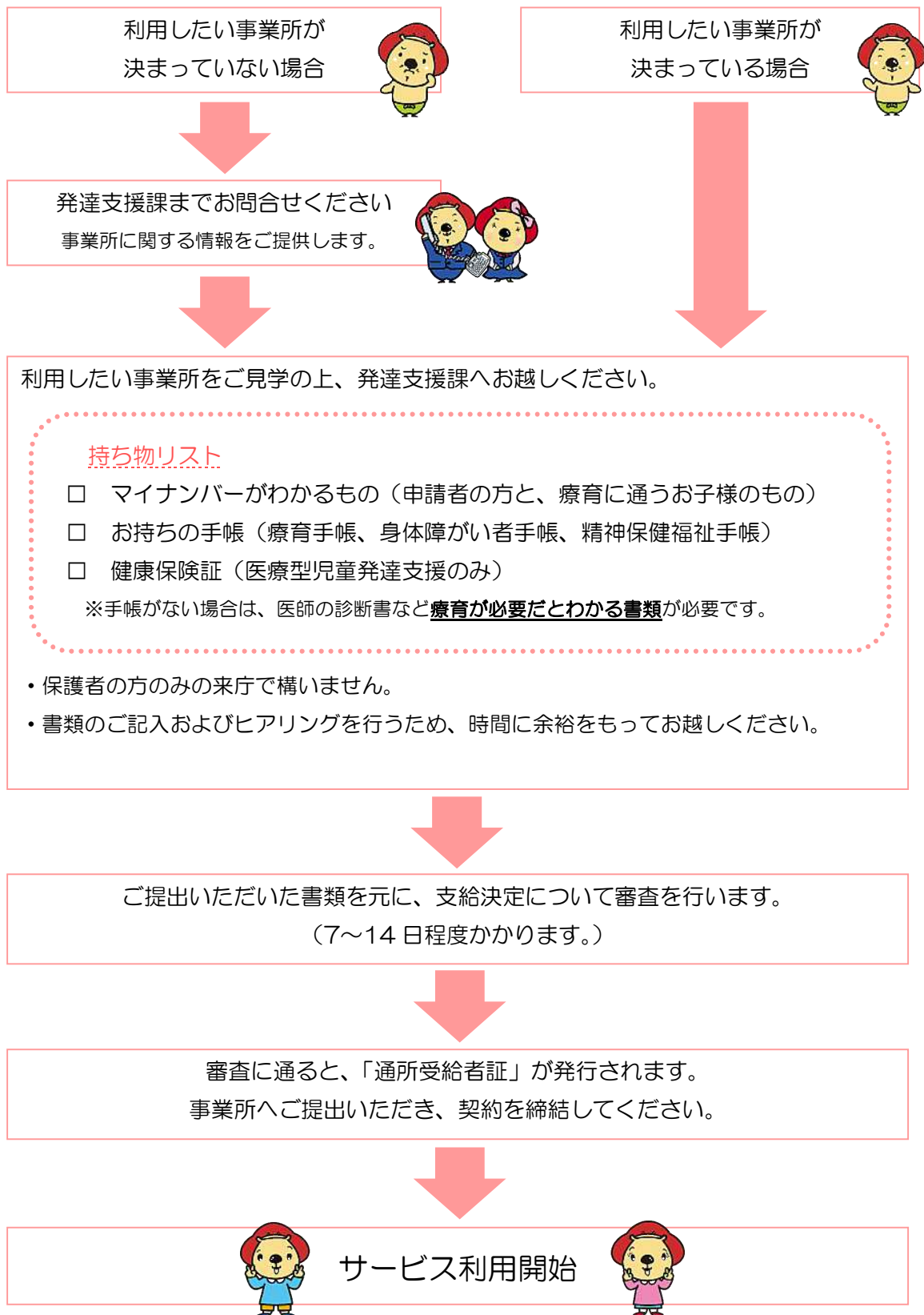
3 歳児～5 歳児※は幼児教育無償化の対象のため、**ご負担額は 0 円**です。

※満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間のこと。

事業所によっては、おやつ代・教材代などの実費が別途必要な場合があります。



3. 新規申請の流れ



4. 更新手続きについて

通所受給者証は、お子様のお誕生月に更新手続きが必要です。（やまばと学園など、公立の事業所へ通所の場合等は年度更新です。）

更新時期が近づくと、ご自宅へ「更新のお知らせ」を送付します。

更新を希望するとき

更新を希望しないとき

受給者証を発達支援課まで
ご返却ください。

窓口にて更新のお手続きが必要です。

事業所へ継続利用の希望をお伝えのうえ、発達支援課へお越しください。

持ち物リスト

- ☐ 「更新のお知らせ」書類一式（発達支援課より郵送します）
- ☐ マイナンバーがわかるもの
（申請者の方と、療育に通うお子様のもの）
- ☐ 現在お持ちの「通所受給者証」
- ☐ 健康保険証（医療型児童発達支援のみ）



- ・「更新のお知らせ」に書かれた期日までにお越しください。
- ・保護者の方のみの来庁で構いません。
- ・書類のご記入およびヒアリングを行うため、時間に余裕をもってお越しください。

ご提出いただいた書類を元に、継続支給について審査を行います。
（7～14 日程度かかります。）

審査に通ると、「通所受給者証」が発行されます。
事業所へご提出いただき、継続契約を締結してください。

継続利用開始



5. 支給量変更の手続きについて

こんなときは「支給量変更」のお手続きが必要です。

- 今通っている事業所の日数を増やしたい（減らしたい）。
- 別の事業所にも通いたいのので、日数を増やしたい。
- 夏休み中だけ日数を増やしたい。



日数を変更される事業所と事前にご相談の上、発達支援課へお越しください。

持ち物リスト

- ☐ マイナンバーがわかるもの（申請者の方と、療育に通うお子様のもの）
- ☐ 現在お持ちの「通所受給者証」

- 保護者の方のみの来庁で構いません。
- 書類のご記入およびヒアリングを行うため、時間に余裕をもってお越しください。



ご提出いただいた書類を元に、支給量変更について審査を行います。
(7～14 日程度かかります。)



審査に通ると、「通所受給者証」が発行されます。
事業所へご提出いただき、日数変更契約を締結してください。



サービス利用開始



6. 利用者負担上限額管理について（※上限額「4,600円」世帯のみ）

こんなときは「利用者負担上限額管理」のお手続きが必要です。

- 1人で2ヶ所以上の事業所を併用したい。
- きょうだいでサービスを利用したい。



ふくまる家
上限 4,600円世帯

●「利用者負担上限額管理」って？

1ヶ月のご負担額（4,600円）を超えないよう、請求額を調整する手続きです。

複数の事業所に通うとき、また一世帯から複数のお子様が事業所に通うとき、「利用者負担上限額管理事業所」が代表して、請求額の調整を行います。

「利用者負担上限額管理依頼届出書」に必要事項を記入します。

- 発達支援課の窓口にて配布、または池田市ホームページからダウンロードできます。
- 保護者の方の記入欄と、管理を依頼する事業所の記入・捺印欄があります。



記入ができましたら、発達支援課へお持ちください。

持ち物リスト

- ☐ 記入済みの「利用者負担上限額管理依頼届出書」
- ☐ 現在お持ちの「通所受給者証」



受給者証の修正を行います。



上限額管理開始

7. サービス等利用計画について

障がい児通所支援等をご利用になるすべての方に『サービス等利用計画』が必要です。
サービスの利用を希望している方は、計画の提出をお願いいたします。

『サービス等利用計画』とは？

お子様の生活に対する意向や悩みごとをお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。
その後サービスが適切に提供されているか定期的に確認し、計画を見直していきます。
(モニタリングといいます)

『サービス等利用計画』はだれが作るの？

ご家族様が作成されるか(セルフプランといいます)、相談支援事業所の「**相談支援専門員**」に作成してもらうか選択することができます。
依頼する場合、希望する相談支援事業所を選び、利用契約を結びます。費用は**無料**です。

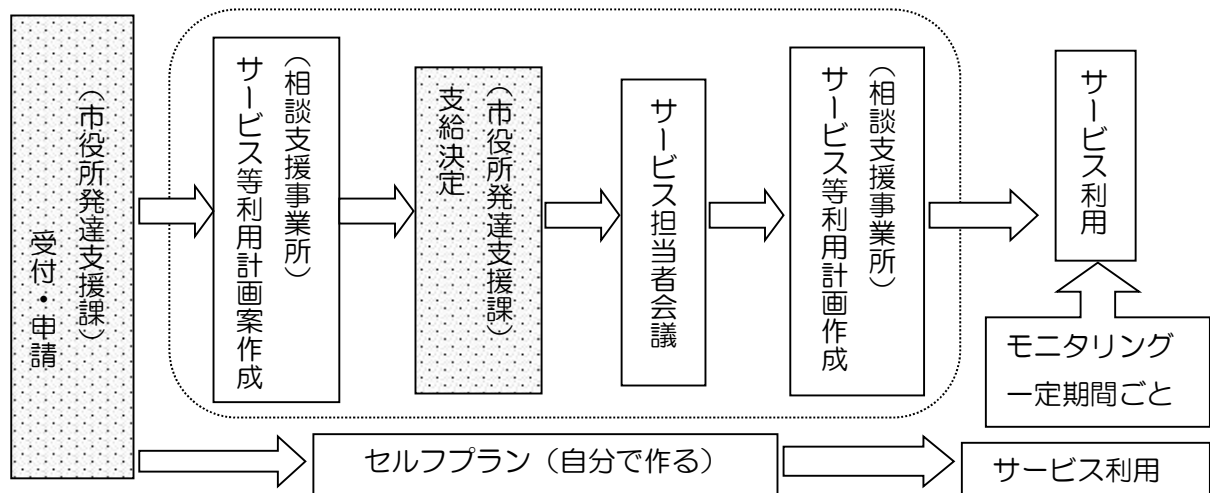
※池田市内の計画相談支援事業所 (令和7年10月1日現在)

事業所名	電話番号	FAX番号	所在地
相談支援センター Sun はーと	072-734-7145	072-734-7145	住吉1-14-25-203
基幹相談支援センター 福祉相談くすのき	072-752-1831	072-753-4422	中川原町13番地の1
相談支援事業所 あおぞら	072-754-6003	072-754-6004	城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター2F
障がい者地域生活支援セ ンター ひだまり	072-754-6530	072-754-6076	城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1F
相談支援センター さんさん	072-737-6000	072-734-7611	新町10-5
やわら相談支援センター ※重症心身障がい児専門	072-760-4306	072-760-4301	石橋2-14-11(2階)
相談支援センター 貴陽	072-737-8451	072-737-8471	栄町3-5 NK HOUSE 101号室
あん相談支援事業所池田	072-796-6587	072-702-0195	旭丘2-4-11-203
相談支援事業所 MOMB	072-737-8661	072-753-0808	神田1-32-17 ベリーノ1A
池田市立児童発達支援セ ンター やまばと学園	072-762-3218	072-762-3218	旭丘1-1-10

相談支援専門員にサービス等利用計画を作成してもらうメリット



利用までの流れ



8. よくあるご質問

Q1 受給者証は誰でも発行してもらえますか？



障がいのある18歳までのお子様に発行しています。

池田市では手帳（療育・身体障がい・精神）をご提示いただくか、医師の診断書をご提出いただいております。

※児童発達センターについてはこの限りではありません。

Q2 池田市内の事業所しか使えないのですか？



箕面市や豊中市、川西市など、池田市外の事業所も利用できます。

ただしこの事業所に通われる場合も、池田市民の方は池田市発行の受給者証が必要です。

Q3 1日に複数の事業所を利用することはできますか？



事業所をお使いいただけるのは1日1か所のみです。

誤って2か所利用された場合は満額実費負担となります。また同じ日に2ヶ所以上の予約が取れた場合、利用しない事業所には早めにキャンセルの連絡をしてください。

Q4 療育手帳を持っているので、受給者証は必要ないですか？



手帳と受給者証は別物です。

手帳をお持ちの方も、「障がい児通所支援」サービスを受けられる場合は別途申請が必要です。

Q5 支給された日数の範囲内で、通う事業所を増やしたいのですが…



発達支援課までご相談ください。

その上で各事業所にもご連絡いただき、日数が変わる事業所へは受給者証をご提出ください。（事業所の記入・捺印欄があります。）

Q6 受給者証更新の際に、診断書の再提出は必要ですか？



原則不要です。

ただし確定診断がついていない方や、障がいの程度が重くなった（軽くなった）場合などは、発達支援課へご相談ください。

Q7 池田市外に引っ越すことになりました。

引越し先でも引き続きサービスを使いたいのですが…



引越し先の市町村で、新たに受給者証発行の手続きが必要です。

また現在お持ちの受給者証は、転出時に池田市へご返却いただく必要があります。

Q8 池田市内で引越しをした場合、届出は必要ですか？



市役所の総合窓口で住所変更のお手続きをした後、受給者証を持って発達支援課へお越しください。

新しいご住所が書かれた受給者証を再発行します。

Q9 「重症心身障がい児」って？



重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している児童のことです。

該当するお子様は、理学療法士や看護師が常駐しているなど、重症心身障がい児に特化した事業所を利用することができます。

★その他ご不明な点がありましたら、発達支援課までお問合せください。





お問合せ



池田市 子ども・健康部 発達支援課

(市役所 4 階 ⑩番窓口)

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号

Tel 072-754-6102

Fax 072-752-9785



令和7年6月1日発行